1

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、

休日の翌日

目 次

福島県人事委員会

○職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則 ○職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

○職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則 ○市町村立学校職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

한다 한다

福 島 員

職員の育児休業等に関する規則の 平成二十九年十二月二十六日 一部を改正する規則をここに公布する

福島県人事委員会

今 野 順 夫

委員長

福島県人事委員会規則第二十一号

福

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

次のように改正する。 職員の育児休業等に関する規則 (平成二十年福島県人事委員会規則第二号) 0) 部

第三条の二前条の規定は、 を含む。以下この号において同じ。)」を加え、同条の次に次の一条を加える。 法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親として委託することができない者に限る。 その他の同法第二十七条第四項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、 する養子縁組里親である者若しくは同条第一号に規定する養育里親である者 子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所 いて民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百十七条の二第一項の規定により特別養 十七条第一項第三号の規定により当該子を委託されている同法第六条の四第二号に規定 に係属している場合に限る。)であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第二 第三条第二号中「規定する当該子を養育している当該子の親」の下に「(当該子につ 条例第二条の四第二号の人事委員会規則で定める場合につ (児童の親 同

> 到達日」と読み替えるものとする。 いて準用する。この場合において、 前条中「一歳到達日」とあるのは、 「一歳六か月

この規則は、 公布の日から施行する

部を改正する規則をここに公布する。

総務審査課

職員の給与の支給に関する規則

0)

平成二十九年十二月二十六日

福島県人事委員会

委員長 今 野 順

夫

福島県人事委員会規則第二十二号

を次のように改正する。 職員の給与の支給に関する規則 職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則 (昭和三十五年福島県人事委員会規則第七号) 0) 部

満の項中「一〇、一〇〇円」を「一〇、八〇〇円」に、「五、一〇〇円」を「五、四〇五〇〇円」を「四、八〇〇円」に改め、同表十六キロメートル以上十八キロメートル未 満の項中「一四、五〇〇円」を「一五、六〇〇円」に、「七、三〇〇円」を「七、八〇 円」を「一二、○○○円」に、「五、六○○円」を「六、○○○円」に改め、同表二十 ○円」に改め、同表十八キロメートル以上二十キロメートル未満の項中「一一、二○○ を「八、四○○円」に、「三、九○○円」を「四、二○○円」に改め、同表十四キロメー 三十二キロメートル未満の項中「一七、 二十八キロメートル以上三十キロメートル未満の項中「一六、八〇〇円」を「一八、 ○○円」を「一六、八○○円」に、「七、八○○円」を「八、四○○円」に改め、同 ○円」に改め、同表二十六キロメートル以上二十八キロメートル未満の項中「一五、六 ○円」を「七、二○○円」に改め、同表二十四キロメートル以上二十六キロメートル 十四キロメートル未満の項中「一三、四〇〇円」を「一四、四〇〇円」に、「六、七〇 円」に、「六、二〇〇円」を「六、六〇〇円」に改め、同表二十二キロメートル以上二 キロメートル以上二十二キロメートル未満の項中「一二、三〇〇円」を「一三、二〇〇 トル以上十六キロメートル未満の項中「八、九〇〇円」を「九、六〇〇円」に、「 ○円」に改め、同表十二キロメートル以上十四キロメートル未満の項中「七、八○○円」 ル未満の項中「六、七〇〇円」を「七、二〇〇円」に、「三、四〇〇円」を「三、六〇 キロメートル以上十キロメートル未満の項中「五、六○○円」を「六、○○○円」に、 〇〇円」に、「八、 ○○円」を「四、八○○円」に、 「三、六○○円」に改め、同表六キロメートル以上八キロメートル未満の項中「四、五 「二、八○○円」を「三、○○○円」に改め、同表十キロメートル以上十二キロメート 第二十一条の五第一項の表四キロメートル未満の項中「二、二〇〇円」を に改め、同表四キロメートル以上六キロメートル未満の項中「三、三〇〇円」を を 「九、六〇〇円」 四〇〇円」を「九、〇〇〇円」に改め、同表三十キロメートル以上 に改め、 [1]、三〇〇円] 同表三十二キロメートル 九〇〇円」を「一九、二〇〇円」に、 を「二、四〇〇円」に改め、同 トロ 九、 四 未

○○円」に、「一五、八○○円」を「一六、九○○円」に改め、同表六十キロメートル五十五キロメートル以上六十キロメートル以上五十五キロメートル以上六十キロメートル以上五十五キロメートル未満の項中「二九、八○○円」を「一四、五○○円」を「一五、八○○円」を「一四、五○○円」に改め、同表五十キロメートル以上五十五キロメートル未満の項中「二九、五○○円」に改め、同表四十五キロメートル以上五十キロメートル未満の項を「一三、三○○円」に改め、同表四十五キロメートル以上五十キロメートル未満の項を「一三、三○○円」に改め、同表四十五キロメートル以上五十キロメートル未満の項を「一三、三○○円」に改め、同表四十五キロメートル以上五十キロメートル未満の項 ロメートル以上の項中「四三、四〇〇円」を「四六、三〇〇円」に、「二一、七〇〇円」「四三、六〇〇円」に、「二〇、四〇〇円」を「二一、八〇〇円」に改め、同表八十キ改め、同表七十五キロメートル以上八十キロメートル未満の項中「四〇、八〇〇円」を 八、三〇〇円」を「四〇、九〇〇円」に、「一九、二〇〇円」を「二〇、五〇〇円」に九、一〇〇円」に改め、同表七十キロメートル以上七十五キロメートル未満の項中「三 未満の項中「一九、 を「二三、二〇〇円」に改める。 以上六十五キロメートル未満の項中「三三、二〇〇円」を「三五、四〇〇円」に、「一 同表三十六キロメートル以上三十八キロメートル未満の項中「二一、二〇〇円」を「二 トル未満の項中「三五、七〇〇円」を「三八、一〇〇円」に、「一七、九〇〇円」を 六、六○○円」を「一七、七○○円」に改め、同表六十五キロメートル以上七十キロメー ロメートル未満の項中「二四、八〇〇円」を「二六、六〇〇円」に、「一二、四〇〇円」 メートル以上四十キロメートル未満の項中「二二、四○○円」を「二四、○○○円」に、 二、八〇〇円」に、「一〇、 二〇〇円」に改め、同表三十四キロメートル以上三十六キロメートル未満の項中「二〇、 一○○円」を「二一、六○○円」に、「一○、一○○円」を「一○、八○○円」に改め、 - 一、二〇〇円」を「一二、 ○○○円]を「三○、四○○円]に、「九、五○○円]を 六○○円」を「一一、四○○円」に改め、同表三十八キロ ○○○円」に改め、同表四十キロメートル以上四十五

に、「百分の百」を「百分の百五」に改める。百十」を「百分の二百二十」に改め、同項第二号中「百分の八十」を「百分の八十五」第三十三条の六第七項第一号中「百分の百七十」を「百分の百八十」に、「百分の二

福

別表第一の二アの表一級の項を次のように改める。

_
殺
6,700円。ただし、
)、1号給6,561円、
、2号給6,610円、
3号給6,664円

別表第一の二イの表一級の項及び二級の項を次のように改める。

2	1
滎	殺
8,900円。ただし、1号給8,343円、2号給8,424円、3号給8,505円、4号給8,586円、5号給8,676円、6号給8,779円、7号給8,883円	8,100円。ただし、1号給7,627円、2号給7,704円、3号給7,776円、 4号給7,852円、5号給7,929円、6号給8,014円、7号給8,095円

別表第一の二ウの表一級の項及び二級の項を次のように改める

別表第一の二カの表一級の項及び二級の項を次のように改める。

10	
竣	얧
9,600円。ただし、1号給8,676円、2号給8,770円、3号給8,869円、4号給8,964円、5号給9,063円、6号給9,171円、7号給9,274円、8号給9,378円、9号級9,495円、10号給9,558円	8,200円。ただし、1号給7,416円、2号給7,479円、3号給7,546円、4号給7,609円、5号給7,677円、6号給7,749円、7号給7,816円、8号給7,884円、9号給7,947円、10号給8,023円、11号給8,095円、12号給8,167円

別表第三備考以外の部分を次のように改める

2年以上3年未満 414,300	1年以上2年未満 414,300	日 1年未満 414,300	期間の区分 1 種	職員の区分
368,400	368,400	円 368,400	2 種	1 項 職 貞
308,300	308,300	円 308,300	3	員
32,000	33,500	円 35,000	70 美 亚	o A 釋

		264,000	314,300	353,100	22年以上23年未満
同 2		278,000	331,500	372,900	21年以上22年未満
な 笋 ご		291,800	348,400	392,300	20年以上21年未満
3		295,100	352,400	396,700	19年以上20年未満
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		298,400	356,400	401,100	18年以上19年未満
2 章		301,700	360,400	405,500	17年以上18年未満
1		305,000	364,400	409,900	16年以上17年未満
		308,300	368,400	414,300	15年以上16年未満
	6,500	308,300	368,400	414,300	14年以上15年未満
	9,500	308,300	368,400	414,300	13年以上14年未満
	12,500	308,300	368,400	414,300	12年以上13年未満
	15,500	308,300	368,400	414,300	11年以上12年未満
	18,500	308,300	368,400	414,300	10年以上11年未満
	21,500	308,300	368,400	414,300	9年以上10年未満
	23,000	308,300	368,400	414,300	8年以上9年未満
	24,500	308,300	368,400	414,300	7年以上8年未満
	26,000	308,300	368,400	414,300	6年以上7年未満
	27,500	308,300	368,400	414,300	5年以上6年未満
	29,000	308,300	368,400	414,300	4年以上5年未満
	30,500	308,300	368,400	414,300	3年以上4年未満

ω	ω	ω	ω	ω	2	2	2	2	2	2	2
34年以上35年未満	33年以上34年未満	32年以上33年未満	31年以上32年未満	30年以上31年未満	29年以上30年未満	28年以上29年未満	27年以上28年未満	26年以上27年未満	25年以上26年未満	24年以上25年未満	23年以上24年未満
5年未満	4年未満	3年未満	2年未満	1年未満	0年未満	9年未満	8年未満	7年未満	6年未満	5年未満	4年未満
57	9:	13	15	18	20	22	25	27:	29.	31.	33:
57,100	92,400	130,500	155,100	180,000	204,800	227,600	250,000	272,200	294,900	314,400	333,800
យា	8	11	13	15	18	20	22	24	26	28	29
54,200	84,000	115,900	137,600	159,500	181,400	202,200	222,600	243,000	263,800	280,700	297,600
48,800	73,100	99,100	117,000	135,300	153,300	170,900	188,200	205,300	222,900	236,600	250,500

第七項の改正規定は、平成三十年四月一日から施行する。 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二十一条の五及び第三十三条の六(施行期日等) り 則

後の職員の給与の支給に関する規則の規定は、平成二十九年四月一日から適用する。2 この規則(別表第一の二の改正規定及び別表第三の改正規定に限る。)による改正 同項第二号の規定の適用については、 るのは「百分の百九十」と、「百分の二百十」とあるのは「百分の二百三十」とし、第三十三条の六第七項第一号の規定の適用については、同号中「百分の百七十」とあ こととなる勤勉手当に関するこの規則による改正後の職員の給与の支給に関する規則 条例第十七条の四第一項の規定に基づいて職員が平成二十九年十二月に支給される (平成二十九年十二月期に支給する勤勉手当に関する特例) 「百分の八十」とあるのは「百分の九十」と、

(採用給与課)

「百分の百」とあるのは「百分の百十」とする。

市町村立学校職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成二十九年十二月二十六日

福島県人事委員会

委員長 今野 順

福島県人事委員会規則第二十三号

市町村立学校職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

八号)の一部を次のように改正する。 市町村立学校職員の給与の支給に関する規則 (昭和三十五年福島県人事委員会規則第

別表第一の二アの表一級の項及び二級の項を次のように改める。

 \vdash 0 叙 錟 号給10,116円、13号給10,192円、14号給10,282円、15号給10,372円、 号給9,778円、9号給9,859円、10号給9,945円、11号給10,030円、12 4号給9,463円、5号給9,549円、6号給9,625円、7号給9,702円、8 8,478円、17号給8,590円、18号給8,707円、19号給8,824円、20号給 号給7,708円、9号給7,794円、10号給7,888円、11号給7,987円、12号 4号給7,375円、5号給7,456円、6号給7,542円、7号給7,627円、8 9,100円。ただし、1号給7,173円、2号給7,240円、3号給7,308円、 20号給10,917円、21号給11,038円、22号給11,169円 16号給10,462円、17号給10,548円、18号給10,669円、19号給10,791円、 11,200円。ただし、1号給9,229円、2号給9,306円、3号給9,387円、 8,937円、21号給9,054円 給8,077円、13号給8,176円、14号給8,275円、15号給8,379円、16号給

別表第一の二イの表一級の項及び二級の項を次のように改める

福

8,500円。ただし、1号給7,173円、2号給7,240円、3号給7,308円、4号給7,375円、5号給7,456円、6号給7,542円、7号給7,627円、8号給7,708円、9号給7,794円、10号給7,888円、11号給7,987円、12号給8,077円、13号給8,176円、14号給8,275円、15号給8,379円、16号給8,478円

号給10,917円 給10,462円、29号給10,548円、30号給10,669円、31号給10,791円、32 10,116円、25号給10,192円、26号給10,282円、27号給10,372円、28号

夫

附

則

規則の規定は、 この規則は、 平成二十九年四月一日から適用する。 公布の日から施行し、改正後の市町村立学校職員の給与の支給に関する

(採用給与課)

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成二十九年十二月二十六日 福島県人事委員会 委員長 今 野 順 夫

福島県人事委員会規則第二十四号 職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則(平成十三年福島県人事委員会規則第十八号)

の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「生活環境部県民安全総室」を「危機管理部危機管理総室」に改める。

第十三条第三項第三号中「四千二百五十円」を「五千百円」に改め、 第九条第一項中「、県中家畜保健衛生所」を削る。 同項第四号中 Ŧ

五百円」を「千八百円」に、「三千円」を「三千六百円」に改める。 附則第五項の見出し中「東日本大震災」を「東日本大震災等」に改め、 同項に次の三

号を加える。 著しく異常かつ激甚な非常災害であって、当該非常災害に係る災害対策基本法

第一項各号に掲げる作業 和三十六年法律第二百二十三号)第二十八条の二第一項に規定する緊急災害対策本 部が設置されたもの(東日本大震災を除く。)に対処するために行う条例第十二条 (昭

実施区域に所在する原子力事業所のうち人事委員会が定めるもの(次号において「特た場合で、原子力災害対策特別措置法第十七条第九項に規定する緊急事態応急対策 原子力災害対策特別措置法第十五条第二項の規定による原子力緊急事態宣言があっ

員会が定める区域において行う作業(前号に掲げるものを除く。 定原子力事業所」という。)の敷地内において行う作業 特定原子力事業所に係る本部長指示に基づき設定された区域等を考慮して人事委

附則第六項に次の四号を加える。

前項第四号の作業 第十一条第三項各号に掲げる額

いて行うもの 前項第五号の作業のうち原子炉建屋(人事委員会が定めるものに限る。 四万円を超えない範囲内において人事委員会が定める額 内にお

内において人事委員会が定める額 前項第五号の作業のうち前号に掲げるもの以外のもの 二万円を超えない範囲

第七項の次に次の一項を加える。 附則中第十項から第十五項までを削り、 附則第七項中「前項各号」を「前項第一号から第八号まで」に改める。 身に著しい負担を与えると人事委員会が認める作業に従事した場合にあっては、当十二 前項第六号の作業 一万円を超えない範囲内において人事委員会が定める額(心 該額にその百分の百を超えない範囲内において人事委員会が定める額を加算した額) 第九項を第十項とし、第八項を第九項とし、

8 の作業に従事した場合における当該一 の作業に従事した場合における当該二以上の作業に係る手当の調整に関し必要な事項 同一の日において、附則第六項第十号から第十二号までに掲げる作業のうち二以上

附則第十六項を附則第十一項とする。 は、人事委員会が定める。

則

一日から、第九条の改正規定は同年二月一日から施行する。 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第十三条の改正規定は平成三十年一月

(採用給与課)

リサイクル適性®